

旭川市自殺対策ネットワーク会議設置要綱

(目的)

第1条 市内の各関係機関・団体と連携し、本市の自殺防止対策の推進を図ることを目的に、旭川市自殺対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺防止対策における関係機関・団体の情報交換及び連携推進に関すること。
- (2) 自殺防止に資する普及啓発及び広報等に関すること。
- (3) 旭川市自殺対策推進計画の推進に関すること。
- (4) その他自殺防止対策に関しネットワーク会議が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 ネットワーク会議の構成員は、別表に掲げる関係機関・団体の代表者又は職員等とする。

(ネットワーク会議)

第4条 ネットワーク会議は保健所長が招集する。

- 2 ネットワーク会議に座長を置く。
- 3 ネットワーク会議の座長は保健所保健予防課ところと難病支援担当課長とする。
- 4 座長は会議の進行を行う。
- 5 座長が必要があると認めるときは、ネットワーク会議に当該構成員以外の者を出席させることができる。

(守秘義務)

第5条 ネットワーク会議に出席及び参加する者は、会議及び業務上知り得た秘密はすべて、これを他に漏らしてはならない。ネットワークの構成員及び関係者でなくなった後においても同様とする。

(事務局)

第6条 ネットワーク会議の事務局は保健所保健予防課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほかネットワーク会議の運営に必要な事項については、構成員の協議により決定する。

附 則

この要綱は平成22年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年5月11日から施行する。

附 則
この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

旭川市自殺対策ネットワーク会議構成機関・団体（１５機関・団体）

旭川医科大学 医学部看護学科（精神看護学講座）
北海道私立専修学校各種学校連合会 旭川支部
旭川中央警察署生活安全課
旭川東警察署生活安全課
旭川公共職業安定所
社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会
旭川市民生委員児童委員連絡協議会
社会福祉法人 旭川いのちの電話
法テラス旭川
一般社団法人 北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター
北海道家庭生活カウンセラー旭川クラブ
旭川弁護士会
あさひかわ若者サポートステーション
旭川労働基準監督署
旭川精神衛生協会